

感染性疾患の罹患による出席停止について

感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染性疾患と診断され、医師より出席停止の指示があった場合は、医師の指示に従い十分に静養し、友人との接触は避けてください。症状が回復し登校する時は、必ず医師の診察を受け、医師より記入された治癒証明書（病名・疾患期間が明記されたもの）を学生支援課へ提出してください。

☆☆ 出席停止期間（インフルエンザ罹患の場合） ☆☆
“発病後（発熱した翌日から）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで”

_____きりとりせん_____

学校感染症治癒証明書

広島国際学院大学 学長 様

_____学部 _____学科

学生番号_____ 氏 名_____

病名_____

期間 年 月 日 ～ 年 月 日

上記の病気で加療していましたが、感染の恐れもなく、集団生活ができる状態になりましたことを証明します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名_____ 印

出席停止となる学校感染症の一覧

第一種感染症……出席停止は、治癒するまで。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る）

*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

第二種感染症

病名	出席停止	主な症状	感染経路	潜伏期間	伝染可能期間
インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く。	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	悪寒、急な発熱、頭痛、関節痛、全身倦怠感、咳、鼻水、のどの痛み	飛沫接触	平均2日 (1～4日)	発熱1日前～3日目をピークとし7日目まで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	コンコンと連続して咳込んだ後、ヒューという笛を吹くような特有の咳発作が特徴	飛沫接触	主に7～10日 (5～21日)	咳が出現してから4週間目まで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血、頬の内側に、コプリック斑ができる	空気 飛沫	主に8～12日 (7～18日)	発熱出現1～2日前から発疹出現4日目頃まで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	37～38℃の発熱、片側～両側のおごの後ろが大きく腫れ痛む	飛沫接触	主に16～18日 (12～25日)	耳下腺等の腫脹する1～2日前から5日後まで
風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで	発熱、発疹、耳の後ろ・首が腫れ圧痛を伴う	飛沫接触	主に16～18日 (14～23日)	発疹出現7日前から出現後7日目頃まで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで	水泡のある発疹が体と首・顔面に生じやすく、発熱しない例もある	空気 飛沫	主に14～16日 (10～21日)	発疹出現1～2日前から、全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	発熱、のどの痛み、結膜の充血、首のリンパ腺の腫脹	飛沫接触	2～14日	初期数日が最も多いが、その後数ヶ月排出が続くこともある
結核 ----- 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで	初期は自覚症状なし、疲労感、寝汗、微熱等 高熱、頭痛、嘔吐、頸部硬直、意識障害	空気 飛沫 飛沫接触	2年以内 特に6ヶ月以内に多い 主に4日以内 (1～10日)	

第三種感染症

<p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、 流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)など</p>	<p>出席停止は、病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで</p> <p>※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(学校保健安全法施行規則第18条・19条)